

言渡	平成20年3月6日
交付	平成20年3月6日
裁判所書記官	

平成19年(オ)第403号

平成19年(受)第454号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成16年(ネ)第1089号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成18年11月30日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

原判決中、上告人敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、被上告人らの控訴をいずれも棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人大竹たかしほかの上告理由及び上告受理申立て理由について

1 本件は、被上告人らが、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により被上告人らの個人情報を収集、管理又は利用（以下、併せて「管理、利用等」という。）することは、憲法13条の保障する被上告人らのプライバシー権その他の人格権を違法に侵害するものであるなどと主張して、被上告人らの住民基本台帳を保管する上告人に対し、上記の人格権に基づく妨害排除請求として、住民基本台帳からの被上告人らの住民票コードの削除を求め



る事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

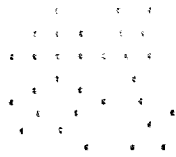
(1) 住民基本台帳法（以下「住基法」という。）は、平成11年法律第133号により改正され、住基ネットが導入された。住基ネットの概要は、次のとおりである。

#### ア 目的

従前、各市町村の保有する住民基本台帳の情報は当該市町村内においてのみ利用されていたが、住基ネットは、市町村長に住民票コードを記載事項とする住民票を編成した住民基本台帳の作成を義務付け、住民基本台帳に記録された個人情報のうち、氏名、住所など特定の本人確認情報を市町村、都道府県及び国の機関等で共有してその確認ができる仕組みを構築することにより、住民基本台帳のネットワーク化を図り、住民基本台帳に関する事務の広域化による住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを目的とするものである（住基法6条、7条13号、30条の5～30条の8等）。

#### イ 住民票コード

市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない（住基法6条1項）、その住民票には住民票コードを記載しなければならない（同法7条13号）。都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ他の都道府県知事と協議して重複しないよう調整を図った上、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知する（同法30条の7第1項、2項）。上記総務省令に当たる同法施行規則においては、住民票コー



ドの指定は、都道府県知事が、無作為に作成された10けたの数字及び1けたの検査数字を組み合わせて定めた数列のうちから無作為に抽出することにより行うものとされている（同法施行規則1条，14条）。

市町村長は、いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者について新たに住民票の記載をする場合は、都道府県知事から指定された上記の住民票コードのうちから一を選択して住民票に記載し（同法30条の2第2項）、いずれかの市町村において住民基本台帳に記録された者について住民票の記載をする場合は、直近に住民票の記載をした市町村長が記載した住民票コードを記載する（同条1項）。

#### ウ 本人確認情報

住基ネットによって管理、利用等される個人情報である本人確認情報は、住民票の記載事項（住基法7条）のうち、①氏名（1号）、②生年月日（2号）、③性別（3号）、④住所（7号）（以上①～④を併せて、以下「4情報」という。）に、住民票コード（13号）及び住民票の記載に関する事項で政令で定めるもの（以下「変更情報」という。）を加えたものである（同法30条の5第1項）。変更情報とは、具体的には、異動事由（「転入」、「出生」、「転出」、「死亡」等）、異動年月日及び異動前の本人確認情報である（同法施行令30条の5）。

#### エ 住基ネットの仕組み

市町村には、既存の住民基本台帳電算処理システム（以下「既存住基システム」という。）のほか、既存住基システムと住基ネットを接続し、その市町村の住民の本人確認情報を記録、管理するシステムであるコミュニケーションサーバが設置され、本人確認情報は、既存住基システムから上記サーバに伝達されて保存される。

